

静岡県教職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月25日

静岡県知事 鈴木康友

静岡県条例第52号

静岡県教職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(静岡県教職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 静岡県教職員の給与に関する条例（昭和31年静岡県条例第52号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>第13条の3 (略)</p> <p>2 <u>職員以外の地方公務員、国家公務員又は人事委員会規則で定める者であつた者から引き続き給料表の適用を受ける職員となつて特地公署又は準特地公署に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転した職員（任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。）、新たに特地公署又は準特地公署に該当することとなつた公署に在勤する職員での特地公署又は準特地公署に該当することとなつた日前3年以内に当該公署に異動し、当該異動に伴つて住居を移転したものその他前項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員には、人事委員会規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、特地勤務手当に準ずる手当を支給する。</u></p> <p>（宿日直手当）</p>	<p>第13条の3 (略)</p> <p>2 <u>新たに給料表の適用を受ける職員となつて特地公署又は準特地公署に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転した職員、新たに特地公署又は準特地公署に該当することとなつた公署に在勤する職員でその特地公署又は準特地公署に該当することとなつた日前3年以内に当該公署に異動し、当該異動に伴つて住居を移転したものその他前項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員には、人事委員会規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、特地勤務手当に準ずる手当を支給する。</u></p> <p>（宿日直手当）</p>
<p>第19条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、<u>4,400円</u>（人事委員会規則で定める業務を主として行う宿日直勤務については、<u>7,400円</u>）を超えない範囲内において任命権者が人事委員会の承認を得て定める額を宿日直手当として支給する。</p> <p>2 (略)</p> <p>（期末手当）</p>	<p>第19条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、<u>4,700円</u>（人事委員会規則で定める業務を主として行う宿日直勤務については、<u>7,700円</u>）を超えない範囲内において任命権者が人事委員会の承認を得て定める額を宿日直手当として支給する。</p> <p>2 (略)</p> <p>（期末手当）</p>
<p>第21条 (略)</p>	<p>第21条 (略)</p>

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125（管理又は監督の地位にある職員のうちその職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して人事委員会規則で定める職員（第22条において「特定幹部職員」という。）にあつては100分の105、第5条の2の規定の適用を受ける職員にあつては100分の66.25）を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」とする。

4～6 (略)

(勤勉手当)

第22条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5（管理又は監督の地位にある職員のうちその職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して人事委員会規則で定める職員（第22条において「特定幹部職員」という。）にあつては100分の107.5、第5条の2の規定の適用を受ける職員にあつては100分の68.75）を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の62.5」とする。

4～6 (略)

(勤勉手当)

第22条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額

に100分の105（特定幹部職員にあつては、100分の125）を乗じて得た額の総額

イ 第5条の2の規定の適用を受ける職員
当該職員の勤勉手当基礎額に100分の106.25を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50（特定幹部職員にあつては、100分の60）を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

に100分の107.5（特定幹部職員にあつては、100分の127.5）を乗じて得た額の総額

イ 第5条の2の規定の適用を受ける職員
当該職員の勤勉手当基礎額に100分の108.75を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の52.5（特定幹部職員にあつては、100分の62.5）を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1（第5条関係）

大 学 教 育 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	275,700	354,200	408,200	480,200
	2	277,900	355,800	409,800	488,400
	3	280,000	357,400	411,100	496,900
	4	281,900	358,900	412,300	505,300
	5	283,700	360,400	413,500	513,500
	6	285,200	362,000	414,500	521,200
	7	286,700	363,600	415,500	528,700
	8	288,200	365,100	416,400	535,900
	9	290,000	366,500	417,300	542,500
	10	291,900	368,500	418,300	547,700
	11	293,700	370,500	419,400	552,300
	12	295,600	372,400	420,500	556,600
	13	297,600	374,200	421,500	559,700
	14	299,600	375,800	422,600	562,500
	15	301,600	377,400	423,600	565,200
	16	303,600	378,800	424,600	567,600
	17	305,500	380,100	425,600	569,600
	18	308,000	381,600	426,700	
	19	310,700	382,800	427,800	
	20	313,300	384,100	428,900	
	21	315,900	385,400	429,900	
	22	318,300	386,600	431,000	
	23	320,700	387,800	432,100	
	24	322,900	388,900	433,200	
	25	325,100	390,000	434,100	
	26	327,100	391,300	435,200	
	27	329,100	392,600	436,200	
	28	331,100	393,900	437,200	
	29	333,100	395,100	438,100	
	30	335,000	396,400	439,200	
	31	336,900	397,700	440,200	
	32	338,800	398,900	441,300	
	33	340,600	400,100	442,300	
	34	342,500	401,300	443,500	
	35	344,400	402,500	444,600	

	36	346, 300	403, 600	445, 800	
	37	348, 000	404, 600	446, 500	
	38	349, 200	405, 800	447, 400	
	39	350, 300	406, 900	448, 300	
	40	351, 300	407, 900	449, 100	
	41	351, 800	409, 000	449, 900	
	42	352, 200	410, 200	450, 800	
	43	352, 600	411, 300	451, 600	
	44	352, 900	412, 400	452, 300	
	45	353, 400	413, 300	453, 000	
	46	353, 900	414, 300	453, 900	
	47	354, 400	415, 300	454, 800	
	48	354, 700	416, 200	455, 700	
	49	355, 000	417, 400	456, 600	
	50	355, 300	418, 700	457, 500	
	51	355, 600	420, 100	458, 500	
	52	355, 900	421, 400	459, 400	
	53	356, 300	422, 200	460, 400	
	54	356, 600	423, 200	461, 400	
	55	357, 000	424, 200	462, 300	
	56	357, 300	425, 300	463, 300	
	57	357, 600	426, 200	464, 200	
	58	358, 000	426, 900	465, 100	
	59	358, 300	427, 700	466, 000	
定年 前再 任用	60	358, 700	428, 400	467, 000	
短時 間勤	61	359, 000	429, 100	467, 800	
務職 員以 外の 職員	62	359, 300	429, 900	468, 200	
	63	359, 700	430, 700	468, 800	
	64	360, 000	431, 300	469, 400	
	65	360, 300	431, 900	470, 100	
	66	360, 700	432, 400	470, 800	
	67	361, 000	432, 800	471, 100	
	68	361, 400	433, 200	471, 700	
	69	361, 800	433, 500	472, 100	
	70	362, 100	433, 800	472, 500	
	71	362, 500	434, 100	472, 800	
	72	362, 900	434, 500	473, 100	
	73	363, 200	434, 800	473, 400	
	74	363, 600	435, 100	473, 700	
	75	364, 000	435, 500	474, 000	

	76	364, 400	435, 900	474, 300	
	77	364, 700	436, 200	474, 600	
	78	365, 100	436, 500	475, 000	
	79	365, 500	436, 900	475, 300	
	80	366, 000	437, 200	475, 600	
	81	366, 500	437, 500	475, 900	
	82	367, 100	437, 900		
	83	367, 800	438, 200		
	84	368, 400	438, 500		
	85	369, 000	438, 800		
	86	369, 600	439, 100		
	87	370, 200	439, 300		
	88	370, 800	439, 600		
	89	371, 300	439, 900		
	90	371, 700	440, 200		
	91	372, 000	440, 400		
	92	372, 400	440, 700		
	93	372, 800	441, 000		
	94	373, 200	441, 300		
	95	373, 600	441, 600		
	96	374, 000	441, 900		
	97	374, 600	442, 200		
	98	375, 100	442, 500		
	99	375, 500	442, 800		
	100	376, 000	443, 100		
	101	376, 400	443, 400		
	102	376, 900			
	103	377, 200			
	104	377, 500			
	105	378, 000			
	106	378, 400			
	107	378, 900			
	108	379, 400			
	109	379, 800			
	110	380, 300			
	111	380, 700			
	112	381, 100			
	113	381, 500			
	114	381, 900			
	115	382, 300			

	116	382,700			
	117	383,100			
	118	383,500			
	119	383,900			
	120	384,300			
	121	384,600			
	122	385,000			
	123	385,400			
	124	385,700			
	125	386,100			
	126	386,600			
	127	387,100			
	128	387,500			
	129	387,900			
	特				852,000
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円
		298,500	309,800	332,500	419,500

備考 この表は、大学に勤務する学長、教授、准教授、講師、助教及び助手で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第2（第5条関係）

高等學校等教育職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	212,900	259,800	389,400	464,700
	2	215,300	261,200	390,900	466,500
	3	217,600	262,600	392,300	468,300
	4	219,900	264,000	393,700	470,100
	5	222,100	265,400	395,100	471,800
	6	224,400	266,600	396,500	473,500
	7	226,600	267,800	398,000	475,400
	8	228,800	269,000	399,400	477,200
	9	231,000	270,300	400,700	478,900
	10	233,200	271,400	402,100	480,500
	11	235,400	272,500	403,600	482,100
	12	237,600	273,700	405,100	483,600
	13	239,800	275,000	406,400	485,100
	14	241,900	276,700	407,900	486,400
	15	244,000	278,400	409,400	487,800
	16	246,100	280,100	410,900	489,100
	17	248,200	281,800	412,300	490,300
	18	250,000	283,800	413,900	490,900
	19	251,700	286,000	415,500	491,500
	20	253,400	288,200	417,000	492,200
	21	255,100	290,400	418,200	492,800
	22	256,400	292,600	419,600	493,400
	23	257,700	294,800	421,000	494,000
	24	258,900	296,900	422,300	494,700
	25	260,100	298,900	423,900	495,300
	26	261,300	300,800	425,300	495,900
	27	262,500	302,700	426,600	496,500
	28	263,700	304,500	428,000	497,200
	29	264,800	306,300	429,400	497,800
	30	265,800	308,200	430,700	498,400
	31	266,900	310,000	432,200	499,000
	32	267,900	311,700	433,700	499,700
	33	269,000	313,400	435,300	500,300
	34	270,100	315,200	436,700	500,900
	35	271,300	316,900	438,300	501,500

	36	272, 600	318, 500	439, 800	502, 200
	37	273, 800	320, 100	441, 500	502, 800
	38	274, 900	321, 800	443, 000	
	39	276, 100	323, 600	444, 600	
	40	277, 200	325, 300	446, 200	
	41	278, 500	326, 600	447, 700	
	42	279, 500	328, 500	449, 200	
	43	280, 500	330, 300	450, 400	
	44	281, 400	332, 000	451, 600	
	45	282, 000	333, 600	452, 800	
	46	282, 800	335, 500	454, 100	
	47	283, 600	337, 200	455, 300	
	48	284, 400	338, 900	456, 500	
	49	285, 100	340, 600	457, 600	
	50	285, 900	342, 300	458, 800	
	51	286, 600	344, 000	460, 000	
	52	287, 400	345, 700	461, 200	
	53	288, 200	347, 400	462, 400	
	54	289, 000	348, 700	463, 600	
	55	289, 700	350, 000	464, 800	
	56	290, 500	351, 300	466, 000	
	57	291, 200	352, 800	467, 100	
	58	291, 800	354, 400	467, 700	
	59	292, 600	355, 900	468, 200	
	60	293, 400	357, 500	468, 700	
	61	294, 100	358, 900	469, 200	
	62	294, 700	360, 500	469, 800	
	63	295, 500	362, 100	470, 300	
	64	296, 100	363, 500	470, 800	
	65	297, 100	365, 000	471, 300	
	66	297, 900	366, 600	471, 900	
	67	298, 600	368, 200	472, 400	
	68	299, 300	369, 700	472, 900	
	69	299, 900	371, 200	473, 400	
	70	300, 600	372, 800		
	71	301, 300	374, 300		
	72	302, 000	375, 800		
	73	302, 700	377, 300		
	74	303, 400	378, 900		
	75	304, 100	380, 500		

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	76	304, 600	382, 000		
	77	305, 200	383, 400		
	78	305, 800	384, 800		
	79	306, 500	386, 200		
	80	307, 100	387, 500		
	81	307, 600	388, 800		
	82	308, 200	390, 200		
	83	308, 900	391, 500		
	84	309, 600	392, 800		
	85	310, 200	393, 900		
	86	311, 000	395, 300		
	87	311, 700	396, 600		
	88	312, 300	397, 900		
	89	313, 000	399, 100		
正規職員	90	313, 800	400, 400		
	91	314, 600	401, 500		
	92	315, 400	402, 700		
	93	315, 900	403, 900		
	94	316, 700	405, 000		
	95	317, 500	406, 200		
	96	318, 300	407, 400		
	97	318, 900	408, 800		
	98	319, 600	409, 800		
	99	320, 400	410, 800		
	100	321, 100	411, 800		
	101	321, 900	412, 700		
	102	322, 700	413, 700		
	103	323, 600	414, 800		
嘱託職員	104	324, 400	415, 900		
	105	325, 000	416, 600		
	106	325, 800	417, 500		
	107	326, 600	418, 400		
	108	327, 400	419, 300		
	109	328, 100	420, 100		
	110	328, 500	420, 900		
	111	328, 800	421, 700		
	112	329, 300	422, 500		
	113	329, 800	423, 100		
	114	330, 200	423, 800		
	115	330, 600	424, 500		

116	331, 000	425, 200	
117	331, 500	425, 800	
118	332, 000	426, 300	
119	332, 400	426, 600	
120	332, 900	426, 900	
121	333, 400	427, 200	
122	333, 800	427, 500	
123	334, 200	427, 800	
124	334, 700	428, 000	
125	335, 200	428, 200	
126	335, 500	428, 500	
127	335, 800	428, 800	
128	336, 100	429, 000	
129	336, 300	429, 200	
130	336, 600	429, 500	
131	336, 900	429, 800	
132	337, 100	430, 000	
133	337, 300	430, 200	
134	337, 500	430, 500	
135	337, 700	430, 800	
136	338, 000	431, 000	
137	338, 300	431, 200	
138	338, 500	431, 500	
139	338, 800	431, 800	
140	339, 100	432, 000	
141	339, 300	432, 200	
142	339, 500	432, 500	
143	339, 800	432, 800	
144	340, 000	433, 000	
145	340, 300	433, 200	
146	340, 500	433, 500	
147	340, 800	433, 800	
148	341, 100	434, 000	
149	341, 300	434, 200	
150	341, 500		
151	341, 800		
152	342, 100		
153	342, 300		
154	342, 500		
155	342, 800		

	156	343, 100			
	157	343, 300			
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額 円 247, 200	基 準 給料月額 円 288, 900	基 準 給料月額 円 348, 200	基 準 給料月額 円 436, 000

備考

- 1 この表は、次に掲げる職員に適用する。
 - (1) 高等学校及び特別支援学校に勤務する校長、副校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員並びに教育委員会事務局及び教育機関（学校を除く。）の指導主事、社会教育主事その他の職員で人事委員会規則で定めるもの
 - (2) 併設型中学校に勤務する教頭、教諭、助教諭及び講師のうち当該中学校に係る併設型高等学校の教科を担任する職員で人事委員会規則で定めるもの
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

別表第3（第5条関係）

中学校 小学校 教育職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	212,900	234,000	332,500	361,900	448,100
	2	215,300	236,400	334,300	363,400	449,400
	3	217,600	238,800	336,100	364,900	450,600
	4	219,900	241,300	337,800	366,300	451,900
	5	222,100	243,700	339,400	367,700	453,000
	6	224,400	246,100	341,300	369,000	454,100
	7	226,600	248,500	343,200	370,300	455,300
	8	228,800	251,000	345,000	371,700	456,500
	9	231,000	253,400	346,800	373,100	457,800
	10	233,200	255,000	348,800	374,400	459,000
	11	235,400	256,600	350,600	375,700	460,100
	12	237,600	258,200	352,300	376,900	461,200
	13	239,800	259,800	354,000	378,100	462,400
	14	241,900	261,200	355,700	379,400	463,200
	15	244,000	262,600	357,200	380,600	464,000
	16	246,100	264,000	358,800	381,800	464,900
	17	248,200	265,400	360,400	382,800	465,800
	18	250,000	266,600	361,700	384,000	466,200
	19	251,700	267,800	362,900	385,200	466,700
	20	253,400	269,000	364,000	386,300	467,200
	21	255,100	270,300	365,300	387,300	467,700
	22	256,400	271,400	366,700	388,500	468,100
	23	257,700	272,500	368,100	389,700	468,600
	24	258,900	273,700	369,400	390,800	469,100
	25	260,100	275,000	370,600	391,800	469,600
	26	261,200	276,700	372,000	393,000	470,000
	27	262,300	278,400	373,300	394,100	470,500
	28	263,400	280,100	374,600	395,200	471,000
	29	264,600	281,800	375,800	396,300	471,500
	30	265,700	283,800	377,200	397,500	471,900
	31	266,800	286,000	378,500	398,700	472,400
	32	267,800	288,200	379,800	399,800	472,900
	33	268,900	290,400	381,100	400,800	473,400
	34	269,900	292,600	382,300	401,900	473,800
	35	270,900	294,800	383,400	403,100	474,300

	36	272, 000	296, 900	384, 600	404, 300	474, 800
	37	273, 200	298, 900	385, 800	405, 500	475, 300
	38	274, 100	300, 800	387, 000	406, 800	
	39	275, 100	302, 700	388, 200	407, 900	
	40	276, 200	304, 500	389, 300	409, 100	
	41	277, 400	306, 300	390, 400	410, 200	
	42	278, 500	308, 200	391, 600	411, 500	
	43	279, 600	310, 000	392, 800	412, 500	
	44	280, 700	311, 700	393, 900	413, 600	
	45	281, 600	313, 400	395, 000	414, 800	
	46	282, 400	315, 200	396, 300	416, 000	
	47	283, 200	316, 900	397, 500	417, 200	
	48	284, 000	318, 500	398, 600	418, 400	
	49	284, 600	320, 100	399, 500	419, 500	
	50	285, 400	321, 800	400, 700	420, 500	
	51	286, 100	323, 600	401, 700	421, 800	
	52	286, 800	325, 300	402, 800	423, 000	
	53	287, 600	326, 600	403, 600	424, 200	
	54	288, 400	328, 500	404, 700	425, 300	
	55	289, 000	330, 300	405, 700	426, 400	
	56	289, 700	332, 000	406, 700	427, 500	
	57	290, 400	333, 600	407, 800	428, 500	
	58	291, 200	335, 500	408, 800	429, 700	
	59	292, 000	337, 200	409, 900	430, 900	
	60	292, 600	338, 900	411, 000	432, 100	
	61	293, 200	340, 600	412, 000	432, 700	
	62	293, 900	342, 300	413, 100	433, 500	
	63	294, 600	344, 000	414, 200	434, 200	
	64	295, 100	345, 700	415, 200	434, 700	
	65	295, 800	347, 400	416, 100	435, 000	
	66	296, 500	348, 700	417, 000	435, 300	
	67	297, 100	350, 000	418, 000	435, 700	
	68	297, 700	351, 300	419, 000	436, 100	
	69	298, 400	352, 800	419, 800	436, 400	
	70	299, 100	354, 300	420, 600	436, 800	
	71	299, 700	355, 800	421, 300	437, 100	
	72	300, 400	357, 300	422, 100	437, 400	
	73	300, 900	358, 600	422, 800	437, 700	
	74	301, 500	360, 100	423, 400	438, 000	
	75	302, 200	361, 600	424, 100	438, 300	

	76	302, 700	363, 000	424, 800	438, 600	
	77	303, 300	364, 400	425, 400	438, 800	
	78	303, 900	365, 900	426, 100	439, 100	
	79	304, 500	367, 400	426, 600	439, 400	
	80	305, 100	368, 900	427, 200	439, 600	
	81	305, 600	370, 200	427, 600	439, 800	
	82	306, 100	371, 500	428, 000	440, 100	
定年	83	306, 700	372, 800	428, 300	440, 400	
前再	84	307, 300	374, 000	428, 500	440, 600	
任用	85	307, 700	375, 200	428, 700	440, 800	
短時	86	308, 100	376, 400	429, 000	441, 100	
間勤	87	308, 600	377, 500	429, 300	441, 400	
務職	88	309, 100	378, 600	429, 500	441, 600	
員以	89	309, 500	379, 600	429, 700	441, 800	
外の	90	310, 000	380, 700	430, 000	442, 100	
職員	91	310, 400	381, 800	430, 300	442, 400	
	92	310, 900	382, 900	430, 500	442, 600	
	93	311, 200	384, 000	430, 700	442, 800	
	94	311, 700	385, 100	431, 000		
	95	312, 200	386, 100	431, 300		
	96	312, 600	387, 200	431, 500		
	97	312, 900	388, 200	431, 700		
	98	313, 300	389, 200			
	99	313, 700	390, 100			
	100	314, 100	391, 000			
	101	314, 500	391, 800			
	102	314, 800	392, 800			
	103	315, 100	393, 600			
	104	315, 400	394, 500			
	105	315, 600	395, 300			
	106	315, 900	396, 200			
	107	316, 200	397, 100			
	108	316, 400	398, 000			
	109	316, 600	398, 800			
	110	316, 800	399, 800			
	111	317, 100	400, 700			
	112	317, 400	401, 600			
	113	317, 600	402, 200			
	114	317, 800	403, 100			
	115	318, 000	404, 000			

116	318, 300	404, 900		
117	318, 600	405, 700		
118	318, 800	406, 400		
119	319, 100	407, 200		
120	319, 400	408, 000		
121	319, 600	408, 600		
122	319, 800	409, 300		
123	320, 000	410, 000		
124	320, 300	410, 600		
125	320, 600	411, 200		
126		411, 900		
127		412, 400		
128		413, 000		
129		413, 600		
130		414, 200		
131		414, 700		
132		415, 200		
133		415, 500		
134		415, 800		
135		416, 000		
136		416, 300		
137		416, 600		
138		416, 900		
139		417, 200		
140		417, 500		
141		417, 800		
142		418, 100		
143		418, 400		
144		418, 700		
145		418, 900		
146		419, 200		
147		419, 500		
148		419, 700		
149		419, 900		
150		420, 200		
151		420, 500		
152		420, 700		
153		420, 900		
154		421, 200		
155		421, 500		

	156		421,700			
	157		421,900			
	158		422,200			
	159		422,500			
	160		422,700			
	161		422,900			
	162		423,200			
	163		423,500			
	164		423,700			
	165		423,900			
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額				
		円	円	円	円	円
		238,400	285,800	314,300	341,600	425,600

備考

- 1 この表は、小学校、中学校及び義務教育学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

第2条 静岡県教職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(義務教育等教員特別手当) 第23条の4 (略) 2 義務教育等教員特別手当の月額は、8,000円 を超えない範囲内で、職務の級及び号給（定 年前再任用短時間勤務職員にあつては、職務 の級）の別に応じて、人事委員会規則で定め る。 3・4 (略) 別表第2 (略) 高等学校等教育職給料表 (略) 備考 1 (略) 2 この表の適用を受ける職員のうち、そ の職務の級が3級である職員で人事委員 会規則で定めるものの給料月額は、この 表の額に <u>7,700円</u> を <u>それぞれ</u> 加算した額と する。	(義務教育等教員特別手当) 第23条の4 (略) 2 義務教育等教員特別手当の月額は、8,600円 を超えない範囲内で、職務の級及び号給（定 年前再任用短時間勤務職員にあつては、職務 の級）の別に応じ、 <u>人事委員会規則で定める</u> <u>校務類型に係る業務の困難性その他の事情を</u> <u>考慮して</u> 、人事委員会規則で定める。 3・4 (略) 別表第2 (略) 高等学校等教育職給料表 (略) 備考 1 (略) 2 この表の適用を受ける職員のうち、そ の職務の級が3級である職員で人事委員 会規則で定めるものの給料月額はこの表 の額に <u>11,500円</u> を <u>加算した額</u> とし、4級 である職員で人事委員会規則で定めるも のの給料月額はこの表の額に <u>3,800円</u> を <u>加</u> <u>算した額</u> とする。
別表第3 (略) 中学校小学校教育職給料表 (略) 備考 1 (略) 2 この表の適用を受ける職員のうち、そ の職務の級が3級である職員で人事委員 会規則で定めるものの給料月額は、この 表の額に <u>7,500円</u> を <u>それぞれ</u> 加算した額と する。	別表第3 (略) 中学校小学校教育職給料表 (略) 備考 1 (略) 2 この表の適用を受ける職員のうち、そ の職務の級が3級である職員で人事委員 会規則で定めるものの給料月額はこの表 の額に <u>11,500円</u> を <u>加算した額</u> とし、4級 である職員で人事委員会規則で定めるも のの給料月額はこの表の額に <u>4,000円</u> を <u>加</u> <u>算した額</u> とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第3条 静岡県教職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(通勤手当)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 前項第3号に掲げる職員のうち、当該職員の住居と当該住居の最寄りの駅（人事委員会規則で定めるものをいう。以下この号において同じ。）との間（以下この号において「住居側区間」という。）又は勤務公署と当該勤務公署の最寄りの駅との間（以下この号において「勤務公署側区間」という。）の通勤が不便であるため自動車等を使用する職員（人事委員会規則で定める職員に限る。）であつて、当該通勤のために駐車場を利用し、駐車料金を負担することを常例とする職員 第1号及び第2号に定める額並びに次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める額（次のいずれにも該当する場合は、次に定める額の合計額。<u>以下この号において同じ。</u>）（1か月当たりの運賃等相当額及び第2号に定める額並びに次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める額の合計額が150,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）</p>	<p>(通勤手当)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 前項第3号に掲げる職員のうち、当該職員の住居と当該住居の最寄りの駅（人事委員会規則で定めるものをいう。以下この号において同じ。）との間（以下この号において「住居側区間」という。）又は勤務公署と当該勤務公署の最寄りの駅との間（以下この号において「勤務公署側区間」という。）の通勤が不便であるため自動車等を使用する職員（人事委員会規則で定める職員に限る。）であつて、当該通勤のために駐車場を利用し、駐車料金を負担することを常例とする職員 第1号及び第2号に定める額並びに次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める額（次のいずれにも該当する場合は、次に定める額の合計額（ア及びイの1か月当たりの駐車料金相当額の合計額が6,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、6,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額））（1か月当たりの運賃等相当額及び第2号に定める額並びにアの1か月当たりの駐車料金相当額（その額が5,000円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額を超えるときは、当該人事委員会規則で定める額）、イの1か月当たりの駐車料金相当額（その額が5,000円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額を超えるときは、当該人事委員会規則で定める額）又はこれらの額の合計額</p>

ア 住居側区間の通勤のために駐車場を利用する場合 1か月当たりの駐車料金相当額の2分の1の額（その額が3,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、3,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額。以下この号において同じ。)

イ 勤務公署側区間の通勤のために駐車場を利用する場合 1か月当たりの駐車料金相当額の2分の1の額

3 (略)

4 通勤手当は、支給単位期間（人事委員会規則で定める通勤手当にあつては、人事委員会規則で定める期間とする。第12条の4において「支給単位期間等」という。)に係る最初の月の人事委員会規則で定める日に支給する。

5・6 (略)

第12条の2 職員は、新たに前条第1項の職員たる要件を具備するに至った場合、又は同条同項の職員が次の各号の一に該当する場合においては、人事委員会規則の定めるところにより、その通勤の実情をすみやかに任命権者

(その額が6,000円を超えるときは、6,000円)の合計額が150,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

ア 住居側区間の通勤のために駐車場を利用する場合 1か月当たりの駐車料金相当額（その額が5,000円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、当該人事委員会規則で定める額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額。イにおいて同じ。)

イ 勤務公署側区間の通勤のために駐車場を利用する場合 1か月当たりの駐車料金相当額

3 (略)

4 通勤手当は、支給単位期間（人事委員会規則で定める通勤手当にあつては、人事委員会規則で定める期間）に係る最初の月（当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として人事委員会規則で定める場合にあつては、その翌月）の人事委員会規則で定める日に支給する。

5・6 (略)

7 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第12条の2から第12条の4まで 削除

に届け出なければならない。

- (1) 任命権者を異にして異動した場合
- (2) 住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があつた場合

2 職員は、前項第2号に掲げる変更により前条第1項の職員でなくなつた場合には、前項の例により届け出なければならない。

第12条の3 通勤手当の支給は、職員に新たに
第12条第1項の職員たる要件が具備されるに至つた場合においてはその日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、通勤手当を支給されている職員が退職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が退職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くに至つた場合においてはその事実の生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、前条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 通勤手当は、これを受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至つた場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。

第12条の4 第12条第1項の職員が、出張、休暇、欠勤その他の事由により、支給単位期間

等に係る最初の月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、当該支給単位期間等に係る通勤手当は支給しない。

(期末手当)

第21条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5（管理又は監督の地位にある職員のうちその職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して人事委員会規則で定める職員（第22条において「特定幹部職員」という。）にあつては100分の107.5、第5条の2の規定の適用を受ける職員にあつては100分の68.75）を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の62.5」とする。

4～6 (略)

(勤勉手当)

第22条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる職員以外の職員 当該職員

(期末手当)

第21条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の126.25（管理又は監督の地位にある職員のうちその職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して人事委員会規則で定める職員（第22条において「特定幹部職員」という。）にあつては100分の106.25、第5条の2の規定の適用を受ける職員にあつては100分の67.5）を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」と、「100分の106.25」とあるのは「100分の61.25」とする。

4～6 (略)

(勤勉手当)

第22条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる職員以外の職員 当該職員

の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の107.5（特定幹部職員にあつては、100分の127.5）を乗じて得た額の総額

イ 第5条の2の規定の適用を受ける職員
当該職員の勤勉手当基礎額に100分の108.75を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の52.5（特定幹部職員にあつては、100分の62.5）を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

附 則

5 当分の間、別表第1から別表第3までの規定の適用については、これらの規定に掲げる給料月額及び基準給料月額は、いずれも、その額に100分の101.43を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、第5条の2の規定の適用を受ける職員については、この限りでない。

7 県内に在勤する職員（第11条の3の規定の適用を受ける職員（同条第2項の場合にあつては、第11条の2第2項第1号の1級地に係る地域又は公署に勤務することとなつた職員を含む。）を除く。）にあつては、当分の間、第11条の2第1項及び第2項の規定にかかわらず、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の4.15を乗じて得た月額の地域手当を支給する。

の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の106.25（特定幹部職員にあつては、100分の126.25）を乗じて得た額の総額

イ 第5条の2の規定の適用を受ける職員
当該職員の勤勉手当基礎額に100分の107.5を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の51.25（特定幹部職員にあつては、100分の61.25）を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

附 則

5 当分の間、別表第1から別表第3までの規定の適用については、これらの規定に掲げる給料月額及び基準給料月額は、いずれも、その額に100分の100.62を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、第5条の2の規定の適用を受ける職員については、この限りでない。

7 県内に在勤する職員（第11条の3の規定の適用を受ける職員（同条第2項の場合にあつては、第11条の2第2項第1号の1級地に係る地域又は公署に勤務することとなつた職員を含む。）を除く。）にあつては、当分の間、第11条の2第1項及び第2項の規定にかかわらず、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の5を乗じて得た月額の地域手当を支給する。

14 附則第5項の規定にかかわらず、当分の間、60歳に達した職員に対する当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第16項において「特定日」という。）以後における別表第1から別表第3までの規定の適用については、これらの規定に掲げる給料月額は、いずれも、その額に100分の101.43を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に100分の70を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

14 附則第5項の規定にかかわらず、当分の間、60歳に達した職員に対する当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第16項において「特定日」という。）以後における別表第1から別表第3までの規定の適用については、これらの規定に掲げる給料月額は、いずれも、その額に100分の100.62を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に100分の70を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

（静岡県教職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

第4条 静岡県教職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和32年静岡県条例第17号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>多学年学級担当手当</u></p> <p><u>(2)～(8) (略)</u></p> <p><u>(多学年学級担当手当)</u></p> <p>第3条 多学年学級担当手当は、小学校、中学校又は義務教育学校の2以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級を担当する職員（教職員給与条例第8条第1項に規定する調整額表の適用を受ける職員及び教職員給与条例第9条第1項の規定の適用を受ける職員を除く。）が、教育委員会が別に定める時間数以上当該学級における授業又は指導に従事したときに支給する。</p> <p>2 前項の手当の額は、1日につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p><u>(1) 3の学年の児童又は生徒で編制されてい</u></p>	<p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p><u>(1)～(7) (略)</u></p> <p>第3条 削除</p>

<p><u>る学級における授業又は指導</u> 350円</p> <p>(2) <u>2の学年の児童又は生徒で編制されてい</u> <u>る学級における授業又は指導</u> 290円</p> <p>(特殊業務手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の手当の額は、1日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項第1号イ又はウの業務 <u>7,500円</u></p> <p>(3)～(6) (略)</p>	<p>(特殊業務手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の手当の額は、1日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項第1号イ又はウの業務 <u>8,000円</u></p> <p>(3)～(6) (略)</p>
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例の一部改正)

第5条 義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例（昭和46年静岡県条例第50号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(教職調整額の支給等)</p> <p>第3条 教育職員 (静岡県教職員の給与に関する条例（昭和31年静岡県条例第52号。以下「教職員給与条例」という。）第5条に規定する高等学校等教育職給料表又は中学校小学校教育職給料表の適用を受ける者に限る。第3項、第6条の2及び第7条において同じ。)のうちその属する職務の級がこれらの給料表の特2級、2級又は1級である者には、その者の給料月額（教職員給与条例附則第11項の規定により給料月額の半額を減じた場合にあっては、当該半減後の給料月額）の<u>100分の4</u>に相当する額の教職調整額を支給する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 教育職員（管理職手当を受ける者を除く。第6条において同じ。）については、教職員給与条例第15条及び第16条の規定は、適用しな</p>	<p>(教職調整額の支給等)</p> <p>第3条 教育職員 (静岡県教職員の給与に関する条例（昭和31年静岡県条例第52号。以下「教職員給与条例」という。）第5条に規定する高等学校等教育職給料表又は中学校小学校教育職給料表の適用を受ける者に限る。第3項、第6条の2及び第7条において同じ。)のうちその属する職務の級がこれらの給料表の特2級、2級又は1級である者<u>指導改善研修被認定者</u>（<u>給特法第3条第1項に規定する指導改善研修被認定者をいう。以下同じ。</u>）を除く。には、その者の給料月額（教職員給与条例附則第11項の規定により給料月額の半額を減じた場合にあっては、当該半減後の給料月額）の<u>100分の10</u>に相当する額の教職調整額を支給する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 教育職員（管理職手当を受ける者<u>及び指導改善研修被認定者</u>を除く。第6条において同じ。）については、教職員給与条例第15条及び</p>

<p>い。</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>第16条の規定は、適用しない。</p> <p>附 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 (略)</p> <p><u>(勤務時間条例の一部改正)</u></p> <p>2 (略)</p> <p><u>(教職調整額に関する読み替え)</u></p> <p>3 (略)</p> <p>4 次の表の左欄に掲げる期間における第3条 第1項の規定の適用については、同項中「100 分の10」とあるのは、それぞれ同表の右欄に 掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;"><u>令和8年1月1日から同年12月31日まで</u></td><td style="padding: 5px;"><u>100分の5</u></td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;"><u>令和9年1月1日から同年12月31日まで</u></td><td style="padding: 5px;"><u>100分の6</u></td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;"><u>令和10年1月1日から同年12月31日まで</u></td><td style="padding: 5px;"><u>100分の7</u></td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;"><u>令和11年1月1日から同年12月31日まで</u></td><td style="padding: 5px;"><u>100分の8</u></td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;"><u>令和12年1月1日から同年12月31日まで</u></td><td style="padding: 5px;"><u>100分の9</u></td></tr> </tbody> </table>	<u>令和8年1月1日から同年12月31日まで</u>	<u>100分の5</u>	<u>令和9年1月1日から同年12月31日まで</u>	<u>100分の6</u>	<u>令和10年1月1日から同年12月31日まで</u>	<u>100分の7</u>	<u>令和11年1月1日から同年12月31日まで</u>	<u>100分の8</u>	<u>令和12年1月1日から同年12月31日まで</u>	<u>100分の9</u>
<u>令和8年1月1日から同年12月31日まで</u>	<u>100分の5</u>										
<u>令和9年1月1日から同年12月31日まで</u>	<u>100分の6</u>										
<u>令和10年1月1日から同年12月31日まで</u>	<u>100分の7</u>										
<u>令和11年1月1日から同年12月31日まで</u>	<u>100分の8</u>										
<u>令和12年1月1日から同年12月31日まで</u>	<u>100分の9</u>										

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第2条、第4条、第5条及び附則第5項の規定 令和8年1月1日
 - (2) 第3条の規定 令和8年4月1日
- 2 第1条の規定（静岡県教職員の給与に関する条例（以下「教職員給与条例」という。）第21条第2項及び第3項並びに第22条第2項の改正を除く。）による改正後の教職員給与条例の規定は令和7年4月1日（以下「適用日」という。）から、第1条の規定（教職員給与条例第21条第2項及び第3項並びに第22条第2項の改正に限る。）による改正後の教職員給与条例の規定は令和7年12月1日から適用する。

(適用日前の異動者の号給の調整)
- 3 適用日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上

必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 4 第1条の規定による改正後の教職員給与条例（以下「改正後の教職員給与条例」という。）の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の教職員給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の教職員給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(指導改善研修被認定者に関する経過措置)

- 5 附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日（以下「第1号施行日」という。）前に教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第25条第1項の規定による認定を受けた者であって第1号施行日の前日までに同条第4項の認定を受けていないものが当該認定を受けるまでの間における当該者に対する義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例（以下「給特条例」という。）の規定による教職調整額並びに教職員給与条例の規定による時間外勤務手当及び休日勤務手当の支給については、第5条の規定による改正後の給特条例第3条第1項及び第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(人事委員会規則への委任)

- 6 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。